

改正前

最低制限価格の算定方法の設定について

1. 設定の趣旨

石川県が国の低入札価格調査基準価格に準じ、最低制限価格制度の改正を行ったことや、建設業界の厳しい経営環境への対応、また、低価格での落札による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せを防止するため、志賀町最低制限価格の算定方法を設定することとした。

2. 最低制限価格の設定の概要

国の低入札価格調査基準価格に準じた算定方法とする。

3. 最低制限価格の算出方法

項目	算定の内容
土木 工事	・直接工事費 × 95%
	・共通仮設費 × 90%
	・現場管理費 × 80%
	・一般管理費 × 55%
※ 上記4項目の合計に消費税8%を加算する。	
建築 設備 工事	・（直接工事費×85%）×95%
	・共通仮設費 ×90%
	・（現場管理費+直接工事費×15%）×80%
	・一般管理費 ×55%
※ 上記4項目の合計に消費税8%を加算する。	

4. 最低制限価格の範囲

3.により算出した額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額（上限）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額（下限）とする。

5. 対象工事

工事価格が、130万円以上の建設工事とする。

6. 適用日

平成26年4月1日以降に一般競争入札の公告、指名競争入札通知を行う工事より適用する。

改正後

最低制限価格の算定基準の設定について

1. 設定の趣旨

石川県が国の低入札価格調査基準価格に準じ、最低制限価格制度の改正を行ったことや、建設業界の厳しい経営環境への対応、また、低価格での落札による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せを防止するため、志賀町最低制限価格の算定基準を設定することとした。

2. 最低制限価格の算定基準の概要

国の低入札価格調査基準価格に準じた算定方法とする。

3. 最低制限価格の算出方法

項目	算定の内容
土木 工事	・直接工事費 × 95%
	・共通仮設費 × 90%
	・現場管理費 × 90%
	・一般管理費 × 55%
※ 上記4項目の合計に消費税8%を加算する。	
建築 設備 工事	・（直接工事費×90%）×95%
	・共通仮設費 ×90%
	・（現場管理費+直接工事費×10%）×90%
	・一般管理費 ×55%
※ 上記4項目の合計に消費税8%を加算する。	

4. 最低制限価格の範囲

3.により算出した額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額（上限）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額（下限）とする。

5. 対象工事

工事価格が、130万円以上の建設工事とする。

6. 適用日

平成28年4月13日以降に一般競争入札の公告、指名競争入札通知を行う工事より適用する。